

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和 8 年 8 月 26 日

支出負担行為担当官
近畿中部防衛局長 五味 賢至

1 業務概要

- (1) 業務の名称 今津 (8) 隊舎新設等基本検討
- (2) 履行場所 滋賀県高島市
- (3) 業務内容 本業務は、以下の基本検討を行うものである。詳細については仕様書のとおり。

【今津駐屯地 (饗庭野演習場)】

〈建築業務〉

ア 隊舎新設等に係る建築基本検討 一式

〈土木業務〉

ア 隊舎新設等に係る土木基本検討 一式

〈設備業務〉

ア 隊舎新設等に係る電気設備及び機械設備の基本検討 一式

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年 3 月15日まで

- (5) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式 (電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。) に代えるものとする。申請の方法は、説明書による。

イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

ウ 本業務は、当省と災害協定を締結した業界団体に加盟している企業に対して技術提案の特定における加点を行う業務である。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等 (以下「単体」という。)

又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年８月26日付近畿中部防衛局長）に示す手続きに従い、今津（８）隊舎新設等基本検討に係る共同体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「Ａ等級」の格付を受けたものとし、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「Ａ等級」の格付を受けたものとし、共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「電気」、「機械」又は「通信」のいずれかの「Ｂ等級」以上の格付を受けていること。

また、それぞれが単体として近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加申込書及び資格確認資料（以下「参加申込書等」という。）提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、近畿中部防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 平成28年４月１日から公示日までに次に示す実績を有すること。

ア 単体又は共同体の代表者は、次の①又は②のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

- ① 元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務又は類似業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- ② 防衛省発注の、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気並びに通信の複数の職種を組み合わせ発注された業務、又は測量、土質調査並びに環境等の調査業務の複数の業務を一括で発注された業務（以下「総合発注業務」という。）の再委託を受けて完了又は引渡しが完了したもののうち、次

に示す同種業務又は類似業務。

ただし、防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務において、業務成績の評定点が65点未満のものを除くものとする。

- ・ 同種業務：建物の延べ面積が1棟あたり3,000㎡以上の新設建築基本検討又は新設建築基本設計。
- ・ 類似業務：建物の延べ面積が1棟あたり1,000㎡以上の新設建築基本検討又は新設建築基本設計。

イ 共同体の代表者以外の構成員は、次の①から②のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

- ① 元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- ② 防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す同種業務。

ただし、防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務において、業務成績の評定点が65点未満のものを除くものとする。

- ・ 同種業務：(建築、電気、機械、通信業務の場合)
 - ・ 建物の新設基本検討、新設基本設計又は新設実施設計。(土木業務の場合)
 - ・ 建物付帯土木工事の基本検討、基本設計又は実施設計。

(6) 単体又は共同体の代表者及び業務分担で「土木業務以外」を担当する構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

(7) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。

(8) 近畿中部防衛局及び東海防衛支局が発注した業務のうち、令和6年度及び令和7年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(9) 単体又は共同体の代表者は、次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 次の資格を有する者であること。

- ・ 一級建築士の資格を有する者。

(イ) 平成28年4月1日から公示日までに次の①又は②のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

① 元請けとして完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種業務又は類似業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

② 防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す同種業務又は類似業務。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くものとする。

- ・ 同種業務：建物の延べ面積が1棟あたり1,000㎡以上の新設建築基本検討又は新設建築基本設計。

- ・ 類似業務：建物の延べ面積が1棟あたり500㎡以上の新設建築基本検討又は新設建築基本設計。

(ウ) 令和8年8月26日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ20件未満である。ただし、これを超過する場合は説明書による。

また、令和8年8月26日現在の手持ち業務に近畿中部防衛局及び東海防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみを対象とし、契約金額は対象外とする。ただし、発注する業務の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(エ) 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。

恒常的な雇用関係とは、3か月以上の雇用関係があることをいう。

イ 削除

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の

構成員が実施することとしている場合

- (12) 単体企業、共同体の代表者及びその構成員は、情報保全に係る履行体制について、懸念が存在する者又は業務従事者もしくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当するもの及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからエの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア 企業の信頼性

イ その他

ウ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

エ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67

近畿中部防衛局総務部契約課

TEL 06-6945-5741 FAX 06-6940-0459

メールアドレス keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 別表①のとおり。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat形式)

申請書類 : Word (2003～2016形式)

Excel (2003～2016形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 別表②のとおり。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 別表③のとおり。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行谷町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行谷町支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 近畿中部防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 近畿中部防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

- (3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。
- (6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記 2 (2)に揚げる競争参加資格の格付を受けていない者も上記 4 (3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。
- (7) 詳細は説明書による。

【今津（８）隊舎新設等基本検討 プロポーザル公示 日程表】

別表

①	説明書の交付期間	令和８年８月26日から 令和８年10月23日までの 午前９時から午後６時まで (行政機関の休日を除く)
②	参加表明書の提出期限	令和８年８月26日から 令和８年９月10日までの 午前９時から午後６時まで (ただし、最終日は正午まで) (行政機関の休日を除く)
③	技術提案書の提出期限	令和８年10月２日から 令和８年10月22日までの 午前９時から午後６時まで (ただし、最終日は正午まで) (行政機関の休日を除く)

（紙見積合わせ方式の場合は、各期間の午前１０時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く）。ただし最終日は正午まで。）

（行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。）